

公益財団法人新潟県健康づくり財団健康教育資材貸出要領

1 貸出対象者

原則として県、市町村、郡市医師会、県内国保組合及び新潟県検診機関協議会員を対象とする。

ただし、営利を目的とした使用が明らかな場合は貸出しをしない。

2 申込方法

電話又は来所による事前連絡の上、別紙「健康教育資材借入申込書」（別記様式1）を提出すること。

3 貸出期間

原則として14日以内とする。ただし、借受者が予め新潟県健康づくり財団（以下「本財団」という。）の承認を得た場合は、この限りではない。

4 貸出方法

健康教育資材の貸出は、原則として本財団において手交により行うものとする。ただし、「らくらくウエルネス（血管年齢・脳年齢等測定機器）」及び「超音波踵骨測定装置（骨密度測定機器）」、「骨ウェーブ（骨健康度測定機器）」を除き、借受者が希望する場合は郵送等による貸出しを行うことができる。

5 貸出費用

使用料は無料とする。ただし、郵送に要する経費は借受者の負担とする。

6 貸出物品の亡失、破損等の弁償、転貸の禁止

- (1) 借受者は、健康教育資材を亡失し、又は著しく汚損、破損した場合、代替品による返納又は補修等に要する費用の全額を弁償すること。ただし、本財団がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 借受者は、健康教育資材を第三者へ転貸し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は平成20年12月1日から実施する。

この要領は平成27年4月1日から実施する。

この要領は平成28年4月1日から実施する。

この要領は平成29年4月1日から実施する。

この要領は令和5年10月1日から実施する。